

事 務 連 絡
平 成 2 8 年 3 月 4 日

各地方運輸局自動車交通部長等 殿

国土交通省自動車局貨物課長

燃料価格下落を理由とした運賃引下げ要請への対応について

先般開催した、第3回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」において情報共有した通り、昨今の燃料価格の下落を受け、一部の事業者において、荷主や元請事業者から運賃の値下げを要求されるケースが生じているとの情報が入っています。

多くのトラック運送事業者は、これまでの燃料高騰を運賃に転嫁できておらず、昨今の燃料価格の下落をもってしても運賃引下げが困難なケースもあると想定されます。このため、燃料価格下落に伴う運賃の引下げ要請の実態を的確に把握し、必要に応じて対策を講じることができるよう、貴局及び管内の運輸支局等において、下記の対応を図られたい。

なお、本件に関しては、公益社団法人全日本トラック協会に対しても、別紙の通り依頼をしているので、その旨了知されたい。

記

貴局及び管内の支局等の「適正取引相談窓口」宛てに、「荷主や元請事業者から燃料価格下落を理由とした運賃の値下げ要請があった」として相談が寄せられた場合には、適切に相談に応じるとともに、相談の概要を速やかに本省貨物課に共有されたい。

事 務 連 絡
平 成 2 8 年 3 月 4 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局貨物課長

燃料価格下落を理由とした運賃引下げ要請への対応について

先般開催した、第3回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」において情報共有した通り、昨今の燃料価格の下落を受け、一部の事業者において、荷主や元請事業者から運賃の値下げを要求されるケースが生じているとの情報が入っています。

多くのトラック運送事業者は、これまでの燃料高騰を運賃に転嫁できておらず、昨今の燃料価格の下落をもってしても運賃引下げが困難なケースもあると想定されます。このため、燃料価格下落に伴う運賃の引下げ要請の実態を的確に把握し、必要に応じて対策を講じることができるよう、各都道府県トラック協会を通じて、下記の対応をお願いします。

記

1. 荷主や元請事業者から燃料価格下落を理由とした運賃の値下げ要請があった場合には、「適正取引相談窓口」（国土交通省地方運輸局及び運輸支局等に設置）又は都道府県トラック協会に事案を報告するよう、傘下の事業者に対して周知してください。
2. 1. の報告が都道府県トラック協会に対してあった場合には、速やかに全日本トラック協会において相談概要を把握していただくとともに、国土交通省自動車局貨物課に情報共有してください。